

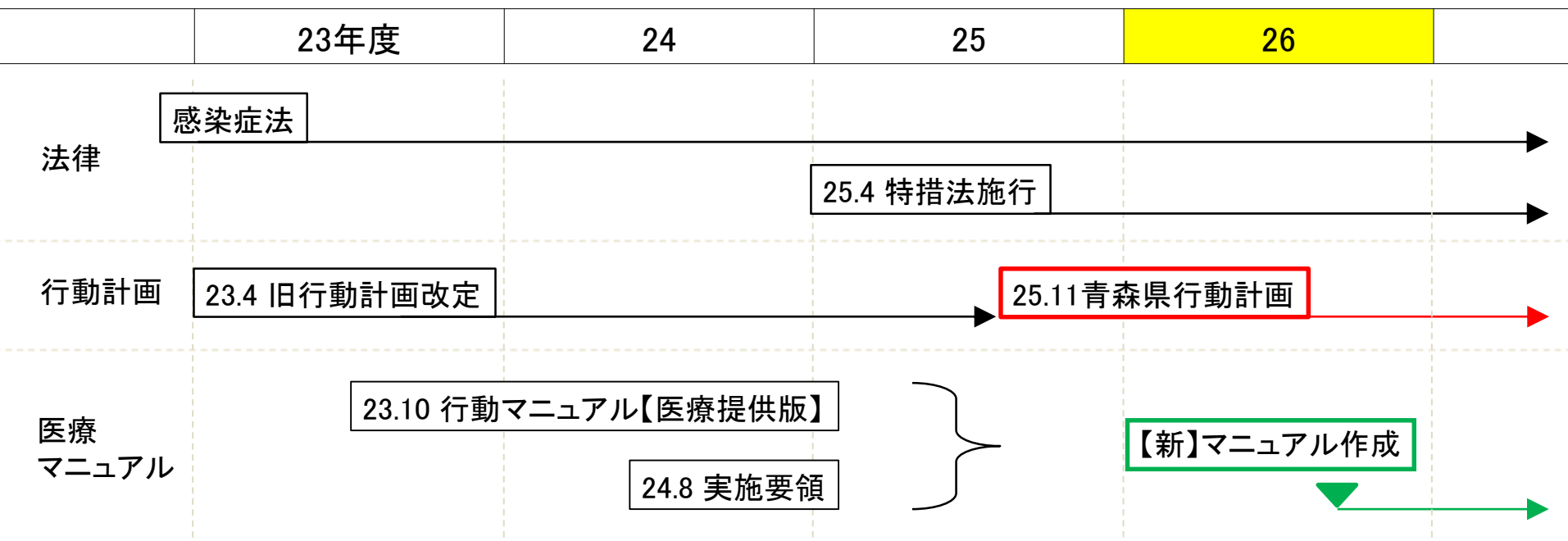
新型インフルエンザ等対策マニュアル 【医療提供版】の作成方針

1. 基本的な考え方

平成25年4月に特措法が施行され、11月に特措法に基づく青森県行動計画を作成したところ。青森県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の基本的な方針を示すとともに、発生段階ごとに対策の主要6項目について、対策の選択肢を示している。

一方、行動マニュアル【医療提供版】及び実施要領については、旧行動計画（平成18年1月策定。平成23年改正。）に基づいて作成されたものであるため、改正等の必要が生じている。

そこで、新たな医療分野に関するマニュアルについては、青森県行動計画及び国ガイドラインに基づき、**対策の具体化**、**役割分担**、及び**基本的な実施手順**を定め、総合マニュアルとして作成する。



2. マニュアルの構成

青森県行動計画の項目を基本とし、対策の主要項目ごと、発生段階ごと、実施機関ごとに記載する。

○主要項目・・・①サーベイランス・情報収集、②予防・まん延防止、③医療

※「実施体制」、「情報提供・共有」、「県民生活及び地域経済の安定の確保」は除く。

○発生段階・・・未発生期、海外発生期、国内発生早期（県内発生早期）、国内感染期（県内感染期）、小康期の5段階

※国内発生早期～国内感染期においては、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期の場合があるが、国内発生早期（県内発生早期）、国内感染期（県内感染期）として規定し、対策を選択する。

○実施機関・・・保健所、環境保健センター、医療機関、市町村、県本庁

○サーベイランス・情報収集

I 基本的な考え方

II 概要

1. 未発生期

保健所、環境保健センター、医療機関、
市町村、県本庁

2. 海外発生期

⋮

○予防・まん延防止

⋮

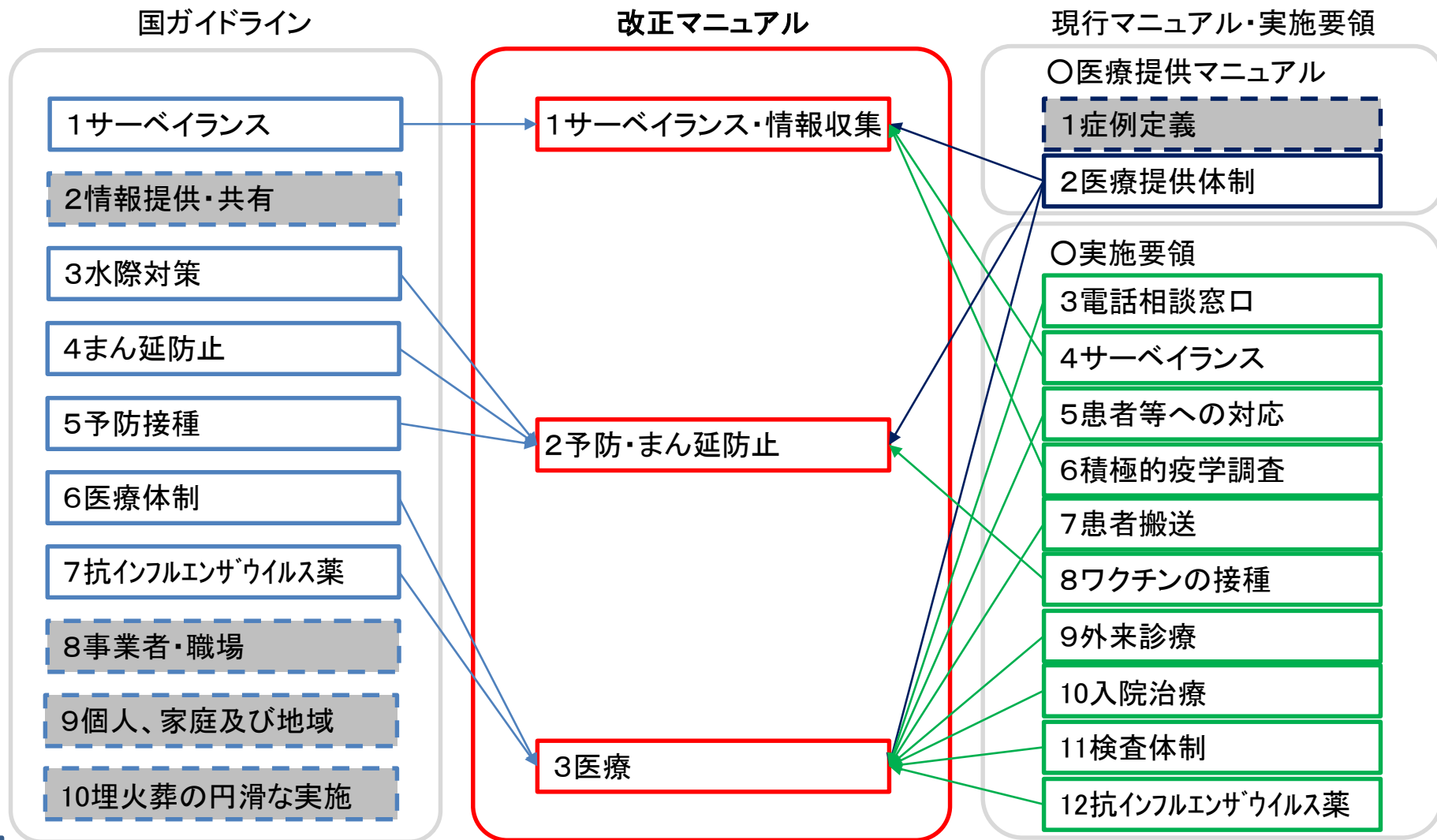
○医療

●各実施機関の対策フロー

●様式集

3. 国ガイドライン・現行マニュアル等との比較

現行の行動マニュアル[医療提供版]及び実施要領に記載されている項目を、青森県行動計画及び国ガイドラインの記載内容に合わせて再構築する。



各対策の概要



サーベイランス・情報収集

サーベイランス等の体系

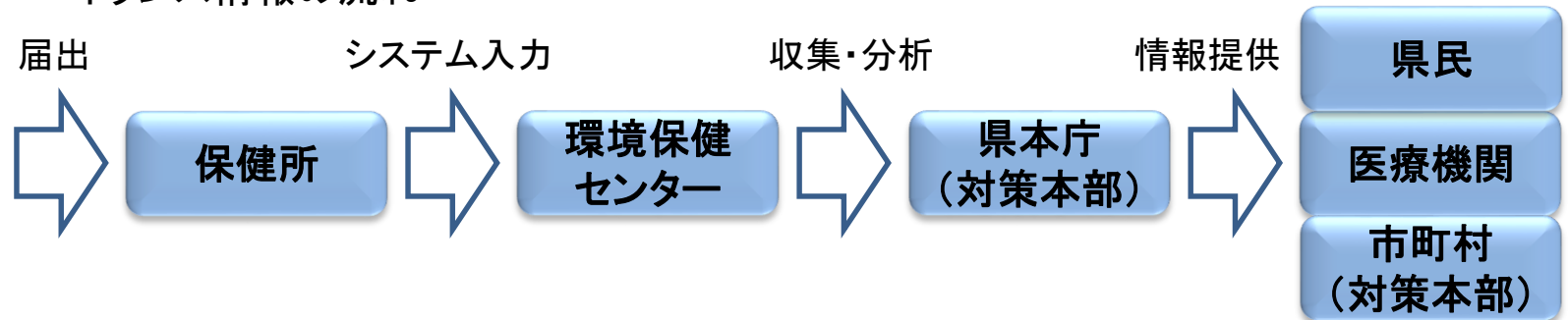
| | 未発生期 | 海外発生期 | 国内発生早期 (県内発生早期) | 国内感染期 (県内感染期) | 小康期 |
|---------------------------------|------|-------|--------------------|------------------|------|
| 患者発生サーベイランス (インフルエンザ定点医療機関) | | | | | |
| ウイルスサーベイランス (インフルエンザ病原体医療機関) | | 対象拡大 | 対象拡大 | | 対象拡大 |
| 入院サーベイランス (基幹定点医療機関) | | | | | |
| インフルエンザ様疾患発生報告 (幼稚園・保育所・小中高) | | 対象拡大 | 対象拡大 | | 対象拡大 |
| 患者全数把握 (全ての医師) | | | | | |
| 積極的疫学調査 | | | | | |

全数把握・学校サーベイランスまで対象を拡大

大学・短大まで対象を拡大

※その他、未発生期から鳥類・豚のサーベイランス、感染症流行予測調査等を実施。

○サーベイランス情報の流れ



予防・まん延防止

まん延防止対策

| | |
|---------|---|
| 患者対策 | ○国内発生早期(県内発生早期)・・・感染症法に基づく入院勧告(措置)等 ○国内感染期(県内感染期)・・・重症者は入院、軽症者は在宅療養を要請 |
| 濃厚接触者対策 | ○国内発生早期(県内発生早期)・・・感染症法に基づく健康観察、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等 |
| 個人対策 | ○マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう普及啓発 |
| 地域対策 | ○新型インフルエンザ等緊急事態において、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を実施 |
| 職場対策 | ○マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを作る事業活動を避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨 ○職場における健康管理の徹底、当該感染症の症状が認められた従業員の受診勧奨の徹底を要請 |

予防接種

| | 特定接種 | 住民接種 | |
|--------|----------------|--------------|----------------|
| | | 緊急事態宣言ーあり | 緊急事態宣言ーなし |
| 考え方 | 発生時、緊急の必要がある | 病原性が非常に高い | 病原性が低い |
| 開始時期 | 海外発生期以降 | 国内発生早期以降 | 国内発生早期以降 |
| 実施主体 | 国、県、市町村 | 市町村 | 市町村 |
| 対象者 | 登録事業者、国家・地方公務員 | 全国民 | 全国民 |
| 特措法 | 第28条 | 第46条 | ー |
| 予防接種法 | 第6条第1項(臨時接種) | 第6条第1項(臨時接種) | 第6条第3項(新・臨時接種) |
| 接種方式 | 原則、集団的接種 | 原則、集団的接種 | 原則、集団的接種 |
| 接種努力義務 | ○ | ○ | × |
| 接種勧奨 | ○ | ○ | ○ |

医療①(相談体制)

帰国者・接触者相談センター

発生国からの帰国者又は患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来へと受診調整する。

医学的判断はできないため、渡航歴や接触歴を確認し、必要に応じ受診勧奨する。

| | 海外発生期 | 国内発生早期 (県内発生早期) | 国内感染期 (県内感染期) |
|----------|----------------|--------------------|------------------------------|
| 実施機関 | 保健所 | 保健所 | 中止 (一般相談窓口へ移行 業務時間で対応) |
| 開設日 | 平日のみ | 全日 | |
| 開設時間 | 8:30～17:15 | 24時間 | |
| 休日・時間外対応 | 県本庁のコールセンターで対応 | 保健所の緊急連絡網等で対応 | |

コールセンター

①医療機関専用電話相談窓口

医療機関からの問い合わせ(例・・・症例定義、診断・治療方法、医療体制の変更等に関して)に対応する。

②その他一般相談

県民等からの問い合わせに対応する。

| | 海外発生期 | 国内発生早期 (県内発生早期) | 国内感染期 (県内感染期) |
|----------|-----------------|--------------------|------------------|
| 実施機関 | 県本庁(①・②)・市町村(②) | 県本庁(①・②)・市町村(②) | 県本庁(①・②)・市町村(②) |
| 開設日 | 全日(県) | 全日(県) | 平日 |
| 開設時間 | 24時間 | 24時間 | 8:30～17:15 |
| 休日・時間外対応 | 市町村の受付時間外は県で対応 | 市町村の受付時間外は県で対応 | 状況に応じて、時間延長等を検討 |

医療②(医療提供体制)

海外発生期～国内発生早期(県内発生早期)

発生国からの帰国者又は患者との濃厚接触者で、
発熱・呼吸器症状等を有する者

電話相談

帰国者・接触者相談センター

受診勧奨する

受診勧奨しない

自宅療養又は近医受診

帰国者・接触者外来

感染の疑いあり

感染の疑いなし

自宅療養又は近医受診

感染症指定医療機関等

感染確認

感染の疑いなし

自宅療養又は近医受診

入院勧告

国内感染期(県内感染期)

発熱・呼吸器症状等を有する者

直接受診

原則、全ての医療機関

一般の医療機関(分離医療機関を除く)

重症

軽症

自宅療養

入院受入医療機関

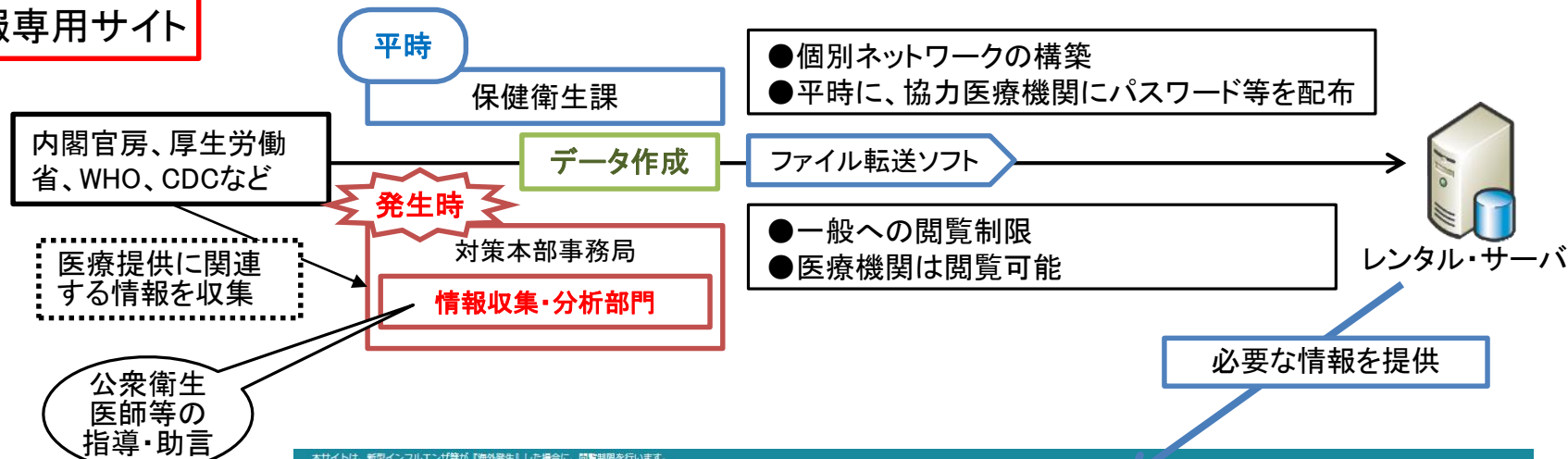
入院

- 「帰国者・接触者外来」・・・帰国者・接触者相談センターからの受診勧奨を受け入れる医療機関
- 「感染症指定医療機関等」、「入院受入医療機関」・・・発生時に入院患者を受け入れる医療機関
- 「分離医療機関」・・・人工透析・産科・精神科・救急医療・障害児医療等を主に診療する医療機関

地域新型インフルエンザ対策協議会であらかじめ協議

医療③(情報提供・共有)

医療情報専用サイト



本サイトは、新型インフルエンザ等が『海外発生』した場合に、閲覧制限を行います。

青森県健康福祉部保健衛生課
Health and Sanitation Division
Department of Health and Welfare

TEL. 017-734-9215
〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号

- ・段階移行に伴う体制変更への迅速な対応
- ・治療等に役立つ



- その他、
- ・メーリングリスト (情報更新の通知)
 - ・BBS、ブログ機能 (双方向の情報共有) を整備する。

青森県の
新型インフルエンザ等対策

現在の発生段階は、「未発生期」です

掲 示 内 容

病原性の高低
抗インフル薬への感受性
患者の治療方法
症例に関する情報
発生段階の移行、医療提供体制の変更
など

● トップページ

● 発生段階

● 流行状況

● サイバランス・情報収集

● 情報提供・共有

● 予防・まん延防止

● 医療

● 県民生活及び地域経済の安定

INFORMATION

2013年11月0日 「青森県の新型インフルエンザ等」

2013年11月0日 「青森県の新型インフルエンザ等」

NEWS

20**年*月*日 指定地方公共機関の指定について **Now!**

20**年*月*日 ○○新聞に「○○○○○」が掲載されました。

20**年*月*日 サイトをオープンしました。

実施体制 IMPLEMENTATION

役割分担 ROLE SHARING

資料 DOCUMENT

青森県健康福祉部保健衛生課

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号
TEL 017-734-9215
FAX 017-734-8047

今後の検討事項

医療提供体制等の詳細については、今後、**新型インフルエンザ等対策医療協議会**または各保健所が設置している**地域新型インフルエンザ対策協議会**で検討していく。

新型インフルエンザ対策医療協議会

- 事務局・・・県保健衛生課
- 主な検討事項
 - ・二次医療圏での協力体制の在り方など、県全体の医療提供体制の基本方針
 - ・県内における発生段階の移行の目安（医療提供体制の変更を含む）
 - ・臨時の医療施設の設置方針・基準
 - ・特定接種の体制整備（接種場所、医療従事者の確保など）

地域新型インフルエンザ対策協議会

- 事務局・・・保健所
- 主な検討事項
 - ・帰国者・接触者外来を設置する医療機関の選定
 - ・発生時に入院を受け入れる感染症指定医療機関及び協力医療機関
 - ・入院病床の確保
 - ・新型インフルエンザ等初診患者の診療を行わない分離医療機関（人工透析、産科、精神科、救急医療、障害児医療等の対象となる患者を主として診療する医療機関）
 - ・帰国者・接触者相談センターでの受診誘導方法
 - ・患者の搬送方法
 - ・臨時の医療施設の設置場所、医療従事者の確保

市町村

- ・住民接種の体制整備（接種場所・医療従事者の確保、器具等の準備、予約・受付方法等の検討）